



cutting through complexity

「IASBは、多くの有配当契約について変動手数料アプローチを用いることを決定したため、基準書の最終化は比較的近い将来に達成されるだろう。」

—KPMG International Standards Group, KPMGグローバルIFRS 保険リーダー  
Joachim Kölschbach



## グローバルな保険会計へ向けて

この保険ニュースレターでは、2015年6月に行われたIASBの保険契約プロジェクトにおける議論を取り上げています。

### ハイライト

#### 変動手数料アプローチ

- IASBは、直接連動の有配当契約について、企業が契約から稼得すると見込む変動手数料の見積りの変動に対して、契約上のサービス・マージン(CSM)をアンロックすることを決定した。当該手数料は裏付資産のリターンに対する企業持分の見積りを含む。
- IASBは、直接連動の有配当契約に該当する保険契約の要件に同意した。
- IASBは、金融市場リスクをヘッジするためにデリバティブを用いている企業が変動手数料アプローチを適用する場合の意図せざる結果について議論したが、結論は出ていない。

#### 有配当契約における契約上のサービス・マージンの各期への配分

- IASBは、有配当契約について、契約上のサービス・マージンを時の経過に基づいて当期純利益に認識することを決定した。

#### 現行IFRS第4号とIFRS第9号の同時適用

このトピックについて結論は出ていないが、IFRS第9号「金融商品」が新たな保険契約に関する基準書より前に適用される点について焦点が当てられた教育セッションにおいて、IASBに以下の情報が提供された。

- 現行IFRS第4号の改訂によって、一時的な会計上のミスマッチ及び損益のボラティリティとなる他の要因をどのように軽減するか。
- 保険事業について、IFRS第9号の適用延期を認めることにより生じるコストや複雑性。

# 有配当契約と適用日の相違

## これまでの経緯

IASBは2007年5月、ディスカッション・ペーパー「保険契約に関する予備的見解」を公表し、保険プロジェクトの現在のフェーズの作業を開始した。さらに、最近になって、IASBは、2013年6月に公開草案「保険契約」(ED/2013/7。以下、「公開草案」という)を発行し、保険契約の改訂案を再公開してコメントを求めた。

2014年1月から、IASBは公開草案を通して挙げられた問題点について再審議を行っている。当初は無配当契約が焦点であったが、現在は有配当契約のために必要な修正について焦点が当てられている。

## その他の基準書との関係

IASBはその検討過程において、保険契約の会計が他の既存または将来の基準と整合しているかについても検討しており、その中には新しい収益認識に係る基準書(IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」)が含まれている。公開草案に含まれるガイダンスの多くは、IASBとFASBの収益認識に関する共同基準書に沿うように立案されている。

IASBは、IFRS第9号「金融商品」が保険者の投資の大部分をカバーすることから、新しい金融商品会計基準(IFRS第9号)においてなされた多くの決定についても考慮しており、その中には当該基準と保険契約会計基準がどのように関係するか、ということも含まれていた。

## 内容

変動手数料アプローチ	3
有配当契約における契約上のサービス・マージンの各期への配分	7
現行IFRS第4号とIFRS第9号の同時適用	9
別表: IASBの再審議の要約	14
マイルストーンと今後のスケジュール	19

## 2015年6月のIASB会議

新しい保険契約の基準と、金融商品会計及びリスクヘッジの変更の相互作用についての教育セッションと同時に、IASBは、6月の意思決定セッションでは、有配当契約の特徴に対応するための一般的な保険契約会計のモデルの変更に焦点を当てた。

IASBは、直接連動の有配当契約について、企業が契約から稼得すると見込む変動手数料の見積りの変動に対して契約上のサービス・マージンをアンロックすることを決定した。当該手数料は、裏付資産に直接連動しない将来キャッシュフローを除き、裏付資産のリターンに対する企業持分の見積りと同等である。

直接連動の有配当契約は以下のように定義される。

- 契約上、保険契約者は明確に特定された裏付資産のプールに関与することが明記されている。
- 企業は、裏付資産からのリターンの重要な割合と同額を保険契約者に対して支払うと見込んでいる。
- 企業が保険契約者に支払うと見込んでいるキャッシュフローの重要な部分は、裏付資産からのキャッシュフローに連動することが見込まれている。

また、IASBは有配当契約について、契約上のサービス・マージンを時の経過に基づいて当期純利益に認識することを決定した。

この教育セッションにおいて、デリバティブを用いて金融市場リスクをヘッジしている企業が変動手数料アプローチを適用した場合に生じる意図せざる結果について検討した。また、そこでは新たな保険契約基準の適用日より前にIFRS第9号が適用される点についても議論がなされた。

IFRS第9号に関して、IASBスタッフ・ペーパーはこれまでに提起された論点についての意見を提供し、どのようにIFRS第9号と現行IFRS第4号を同時適用するか、そして保険業に対してIFRS第9号の適用日を新たな保険契約基準の適用日まで延長した場合に生じる複雑性について議論した。

IASBスタッフは、2015年の残りの期間に、未解決の論点に関する専門的な決定をIASBに要求する予定である。最終基準書の適用日については、IASBが他の論点の再審議を終了した後で議論される。最終基準書は2015年内には公表されない見込みである。

1 IFRS最終基準書の詳細 IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」(2014年9月)を参照。2015年2月、IASBは収益認識の新基準の一部改正について審議を開始した。IFRSニュースレター 収益認識を参照。

2 IFRS最終基準書の初見分析 IFRS第9号「金融商品」(2014年9月)を参照。

# 変動手数料アプローチ

契約上のサービス・マージンは、企業が稼得すると見込む変動手数料の見積りの変動についてアンロックされる。

## 契約上のサービス・マージンのアンロック

### 論点

保険契約の一般的な測定モデルにおいては、企業が保有し管理する単独の投資と同様の方法で、投資ポートフォリオから生じる損益を表す。

有配当契約について企業が受け取る便益は、保険契約者に代わって裏付資産を保有する結果として生じるという見解がある。この場合、企業の財務諸表は投資リターンの純額、つまり投資の成果と保険契約者に支払いを約束した金額の差額、すなわちサービスに対する変動手数料<sup>3</sup>を報告する。

### IASBスタッフの提案

IASBスタッフは、直接連動の有配当契約について、企業が契約から稼得すると見込む変動手数料の見積りの変更を契約上のサービス・マージンで調整するように、保険契約の一般的な測定モデルを修正するよう提案した。当該変動手数料は、裏付資産に直接連動しない将来キャッシュフローを除き、裏付資産のリターンに対する企業持分の見積りと同等である。

### IASBの議論

保険契約の一般的な測定モデルの修正は必須であり選択ではないというIASBスタッフの提案及び明確化について、IASB内で幅広い支持があった。

数人のIASBメンバーは、当該修正は有配当契約の経済的実質を最も反映するものであり、また追加的な開示が必要となるだろうとコメントした。1人のメンバーは、契約における保証の影響に関して懸念を示した。また、もう1人は、キャッシュフローを分解して一般的な測定モデルを適用することによって同様の結果が得られると考えたため、当該提案に反対した。

### IASBの決定

IASBは、IASBスタッフの提案に同意した。

### KPMGの所見

公開草案において提案された「ミラーリング」の例外規定の下では、裏付資産に間接的に連動するオプションや保証の価値の変動は、当期純利益に認識される。公開草案への回答者は、潜在的な損益のボラティリティーの増加を懸念していた。彼らは、関連する利益が保険契約全体の利益の一要素であることを考慮すると、特にFVOCI会計の要件を満たしていない裏付資産に係る株主持分に起因するボラティリティーについても懸念していた。

これらの懸念は今回のIASBの決定により緩和されるだろう。変動手数料アプローチの下では、契約上のサービス・マージンは契約に内包されるオプションや保証を含むキャッシュフローの変動に対してアンロックされる。

3 詳細は、IFRS Newsletter Insurance – Issue 44 グローバルな保険会計へ向けてを参照。

IASBは、直接連動の有配当契約となるための要件に同意した。

## 直接連動の有配当契約

### 論点

IASBが保険契約の一般的な測定モデルを修正し、変動手数料アプローチを認める場合、当該修正が適用される状況を定義する必要がある。

### IASBスタッフの提案

IASBスタッフは、直接連動の有配当契約の定義を以下のとおり提案した。

- 契約上、保険契約者は明確に特定された裏付資産のプールに関与することが明記されている。
- 企業は、裏付資産からのリターンを重要な割合と同額を保険契約者に対して支払うと見込んでいる。
- 企業が保険契約者に支払うと見込んでいるキャッシュフローの重要な部分は、裏付資産からのキャッシュフローに連動することが見込まれている。

### IASBの議論

IASBメンバーの大半は、IASBスタッフの提案に同意した。しかし、誤解を招く結果を避けるため、適用対象を明確化するよう提案した。

### IASBの決定

IASBは、IASBスタッフの提案に同意した。

### KPMGの所見

変動手数料アプローチの適格性は契約当初の見積りに基づくことになる。IASBスタッフの提案と整合的に、IASBの決定は、適格性の再評価が必要ないことを示している。これは、契約条項に変更がないのであれば、企業は保険期間を通して既存契約の適格性を継続的にモニターする必要がないことを意味している。

IASBは、デリバティブ商品を用いたヘッジについての意図せざる結果について議論した。

## 金融市場リスクのヘッジ

### 論点

リスク管理活動の一環として、保険契約から生じる金融市場リスク(特に金利リスク)をデリバティブ商品を用いてヘッジしている企業がある。

このような状況において変動手数料アプローチを適用すると、金融市場変数の変化の影響が測定に与える影響は以下のように会計処理されるため、会計上のミスマッチが生じる可能性がある。

- デリバティブ商品に係る損益は当期純利益に即時認識される。
- 保険契約負債の変動は契約上のサービス・マージンの調整として会計処理され、保険カバー期間にわたって当期純利益に認識される。

### IASBスタッフの提案

下記の表は、変動手数料アプローチの適用により生じる会計上のミスマッチへの対処に関する、IASBスタッフが検討したアプローチの概要である。

原則	影響
<b>変動手数料アプローチの適用を制限する</b>	
企業は 変動手数料アプローチよりもむしろ保険契約の一般的な測定モデルを適用するオプションを有する。	<p>保険契約に関連するリスクをヘッジしている企業に以下のいずれかを認める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 企業がリスクをヘッジするためにデリバティブを使用しているがヘッジ会計を適用できない場合、変動手数料アプローチを使用して会計上のミスマッチを受け入れる。</li> <li>● 保険契約の一般的な測定モデルに従って、保証及び裏付資産の企業持分の変動を認識する。</li> </ul>
<b>保証及び裏付資産の企業持分の価値の変動を、契約上のサービス・マージンの代わりに当期純利益で認識する</b>	
企業は、保証または裏付資産の企業持分に係る金融市場リスクの変動の影響を、当期純利益で認識することを選択できる。	<p>当該アプローチでは以下ようになる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 変動手数料アプローチに関連する他の提案を変更することなく、企業は特に保証または裏付資産の企業持分の価値に関し、契約上のサービス・マージンをアンロックすることから生じる会計上のミスマッチに対応することができる。</li> <li>● ヘッジ関係において有効でない部分は、結果として当期純利益に認識される。</li> </ul>
<b>デリバティブを裏付資産として指定する</b>	
裏付資産の価値の変動と等しい保険契約負債の変動は、当期純利益及び包括利益計算書において認識される。	企業が裏付資産(デリバティブ商品を含む)を保有する場合、当期純利益及び包括利益計算書において保険債務の価値の変動と裏付資産の価値の変動が相殺される。

IASBは企業に対して、以下を認める可能性がある。

- 上記のアプローチのいずれかを選択できる。なお、この選択は当初認識時に取消不能な選択とするか、かつ／または、類似する契約のグループまたはポートフォリオに対し同じ方法が適用されることを要求する。
- IFRS第9号第6.4.1項と同様の規定(すなわち、企業のリスク管理活動を反映するという規定)に保険契約に対するヘッジ会計の適用は困難である点を反映するための修正を加えた規定を用いて、任意にいずれかのアプローチを使用できる。IASBスタッフはこれらの基準を開発することは困難であると言及している。

IASBスタッフは提案はしていない。

### IASBの議論

IASBスタッフによって認識されたそれらの3つのオプションは、すべて1名以上のIASBメンバーの支持を受けた。ただし、明らかに優位なオプションはなかった。

IASBメンバーの1人から、2つ目のオプションと3つ目のオプションはどのように違うのか質問がなされた。IASBスタッフは、デリバティブは公正価値で測定されるのに対し、保証は現在履行価値で測定されるため、測定の基礎に違いがあると回答した。

他のIASBメンバーからIASBスタッフに対し、論点の最も重要な要素と考えられる、保証に対する解決策が特に調査されなかったことについて疑問が呈された。

IASBメンバーの数名が、IASBスタッフは論点を解決するために何もしていないと指摘した。彼らは、適切であれば、保険者は一般的なヘッジ会計を適用することができると考え、こうした対応を認めるために当該論点十分に有意であるかどうかについて疑問を呈した。これらのIASBメンバーは、IASBがある問題を解決しようとする度に、新しい問題が形成されている様に見えるとの懸念を表明した。当該ケースにおいては、IASBメンバーは変動費用アプローチの導入のことを念頭においていた。

### IASBの決定

教育セッションでは意思決定は行われていない。

---

# 有配当契約における契約上のサービス・マージンの各期への配分

有配当契約では、企業は時の経過に基づいて契約上のサービス・マージンを当期純利益に認識する。

## 論点

有配当契約の際立った特徴は、契約に基づき裏付資産のリターンに応じて変化する保険契約者への支払いである。つまり、有配当契約は、保険カバーに加えて投資関連サービスを提供している。

保険契約者に移転される投資関連サービスは、以下の組み合わせに基づくと考えることができる。

- 時の経過
- 管理対象資産の残高

## IASBスタッフの提案

IASBスタッフは、契約上のサービス・マージンを各期に配分するために、投資関連サービスを時の経過に基づき提供されるものとして扱うことには以下の利点があると考えている。

- 保険契約者が継続的に徐々にサービスの便益を享受し、消費する事実を反映する。
- 複数のサービスを提供する契約をどのように扱うか、という問題を除外する。

一方、投資関連サービスは管理対象資産に基づき提供されるものとも考えることもできる。これは資産管理サービスの単独の販売価格及び多くの非保険者である資産運用会社の報告と整合する。契約上のサービス・マージンの各期への配分パターンを決定するため、当該アプローチはサービスを保険カバー（時の経過に基づき提供される）と投資関連サービス（管理対象資産に基づき提供される）に分けることを必要とする。

IASBスタッフは、保険者は公開草案の第10項(c)に従い個々の区別できるサービスをアンバンドルすることが要求され、アンバンドルされないサービスは相互関連性が高く、互いに統合されるとした。そのため、アンバンドルされないサービスをさらに分解することは実務的ではないと考えた。当該理由により、IASBスタッフは、契約期間にわたって契約上のサービス・マージンを当期純利益に配分する単一のドライバーを選択すべきであり、これはIFRS第15号の規定と整合的であると考えた。

各期間に契約上のサービス・マージンを配分するために使用する主たるサービスの再評価を企業に要求することは、相当な業務上の複雑さと潜在的な比較可能性の欠如をもたらす。したがって、寄せられたフィードバックは重大な懸念を示しているが、IASBスタッフは、最も複雑ではなく主観的でないアプローチは、すべての保険契約について、時の経過に基づいて契約上のサービス・マージンを当期純利益に認識することを企業に要求することであると考えている。

## IASBの議論

一部のIASBメンバーは、単純に時の経過に基づいた契約上のサービス・マージンの各期への配分は、サービスの提供に従い収益を認識するIFRS第15号の原則と完全には整合しないと考えている。しかしながら、保険契約に当該原則を適用することの複雑さを理解しており、また当該原則を維持するだけでは一貫性のある適用は達成できないという公開草案において示唆されたフィードバックを認識している。これらの理由から、時の経過に基づいた契約上のサービス・マージンの期間配分を要求することは最適な解決策であると考えている。

他のIASBメンバーもまた、時の経過が最も適切な認識基準であることに同意した。IASBメンバーは、保険契約の場合、提供されるサービスとは、いつでも生じうる保険金をカバーできる状態であることにありと考えている。

IASBメンバーの1名はまた、IASBスタッフにより提案されたアプローチは、無配当契約において契約上のサービス・マージンを当期純利益で認識するIASBの決定と整合すると述べた。

## IASBの決定

IASBは、スタッフの提案に合意した。

### KPMGの所見

IASBは契約上のサービス・マージンの配分について、最も複雑ではなく主観的ではないアプローチを選択した。これにより保険者間の比較可能性は改善されることになる。しかしながら、当該アプローチは、保険とは関係ない資産を運用している多くの会社の報告とは整合しない。

単独の資産管理契約に基づく受取手数料は、しばしば管理資産の公正価値または市場価値に基づいており、それゆえ直接または直線的な関係が管理資産の価値と資産管理費用との間にない場合であっても、運用会社は当該基準により収益を認識している。

対照的に、企業が保険契約者から規則的な保険料の支払いを受けて投資額が累積する場合、企業は時の経過に応じて契約上のサービス・マージンを当期純利益に認識する。したがって当該アプローチは、契約期間の早期においてより多くの利益が当期純利益に認識される結果となる。

これは保険者の財務諸表と他の企業の財務諸表との比較を困難にするため、比較可能性の向上においては部分的にのみ財務諸表利用者の需要を満たすことになるだろう。



# 現行IFRS第4号とIFRS第9号の同時適用

IASBスタッフは、一時的な会計上のミスマッチを低減する方法について、IFRS第4号の改訂も含めて調査した。

## IFRS第4号における会計上のミスマッチの低減

### 論点

IASBは新しい保険契約に関する基準書の適用前にIFRS第9号が適用された場合、金融資産の分類が変更されることにより、会計上のミスマッチや損益と純資産のボラティリティが一時的に増加することを懸念する利害関係者からのフィードバックを受け取った。

多くの企業は保険契約負債を原価基準で測定している。すなわち、保険契約負債を全く割り引かないで、または、ロックインされた割引率を適用して測定している。現行基準において、保険契約負債を積み立てるために保有する金融資産をIAS第39号「金融商品：認識及び測定」における当期純利益を通じて公正価値で測定する(FVTPL)区分として測定した場合、これらの企業では損益や純資産に会計上のミスマッチが生じる。これを避けるために、これらの企業はIAS第39号に従い、できるかぎり多くの金融資産を償却原価区分(この場合、会計上のミスマッチは恐らくあまり生じない)または売却可能資産(この場合、会計上のミスマッチはOCIにおいて大きく表れるかもしれない)で測定している。しかしながら、これらの金融資産はIFRS第9号における類似の測定区分には適さない可能性がある。

これらの企業は特に以下の懸念を示した。

- 現在IAS第39号のもとで売却可能資産に分類されている負債性商品が、IFRS第9号においてその他の包括利益を通じて公正価値で測定する(FVOCI)区分での測定に適さないこと。
- 現在IAS第39号のもとで売却可能資産に分類されている持分商品が、IFRS第9号においてFVTPLに区分されること。これは、これらの証券をIFRS第9号においてFVOCI区分に指定することは、それらの証券に関する利得及び損失が当期純利益に振り替えられることはないことを意味するからである。

最初のフィードバックは、保険契約を発行する企業へのIFRS第9号の発効日を延期する可能性に集中していたが(次項参照)、IASBスタッフは、これらのミスマッチは現行のIFRS第4号で適用可能な会計方針の選択肢を探る、もしくは更なるオプションを認めることで対処できると述べた。

### IASBスタッフの提案

IASBスタッフは、保険者は以下の方法を用いることでIFRS第4号での会計上のミスマッチを低減できると述べた。

解説	制限事項
<b>シャドウ・アカウンティング</b>	
この方法により、企業は、保有する資産の未実現損益が財務諸表で認識されるが、対応する保険契約負債の測定の変動が認識されない場合に生じる会計上のミスマッチを低減するために、保険負債全体を調整することができる。	保険者の資産に関する損益の実現と保険負債及び関連資産の測定との間に直接的な関係がある場合に限り適用できる。すなわち、無配当生命保険契約、非生命保険契約、間接連動の有配当保険契約には適用できない。 実務上、規制上の制約や、保険契約者に生じた未実現損失を保険者が補填しうる程度についての不確実性も適用を制限する要因となる。
<b>現在の市場金利の使用</b>	
保険者は保険負債の測定のために現在の市場金利を用いることを認められる。	保険者がFVTPL、FVOCI、償却原価のすべてまたはいくつかを組み合わせて金融資産を測定する場合には、会計上のミスマッチを完全には排除できない。

解説	制限事項
<b>会計方針の自発的な変更</b>	
<p>企業は会計上のミスマッチを低減させるために、新しい保険契約に関する基準の適用と整合する方法も含めて会計方針を変更することができる。</p>	<p>保険者にとって新しい保険契約に関する基準書からの提案を早期適用することは実務的ではないだろう。また、新しい保険契約に関する基準書と整合的だが同一ではない重要な会計方針の変更に伴うコストは、その便益に勝ると懸念もある。</p>

さらに、これらの方法のいずれも、新しい保険契約に関する基準書の適用前は、裏付資産の企業持分を当期純利益に認識することにより生じるボラティリティに対処していない。

これらの懸念に対してIASBスタッフは、会計上のミスマッチ及びボラティリティの原因を削減できる以下の方法を説明した。

- 以下のいずれかの場合にシャドウ・アカウンティングと類似の調整を認める。
  - 契約上資産と直接的な関係が無い場合
  - 直接的な関係はあるが、損益は保険契約者ではなく、企業に帰属する場合
- 企業がIAS39号での資産の評価額の変化とIFRS第9号での公正価値の変化について、それらの変化が当期純利益で認識される限りにおいては、両者の差異を反映するための負債調整を認識することを認める（負債調整策）。

なお、IASBスタッフは、現行基準と同様に、会計上のミスマッチや損益のボラティリティの一時的な増大は、表示や開示の拡充により説明可能であると述べている。

### IASBの議論

数名のIASBメンバーは、既に存在するガイダンスを用いることや、この問題が一時的なものであることから、シャドウ・アカウンティングは明快な解決策になりうると主張して、その拡大を支持した。他のIASBメンバーは、企業が現在、IFRS第4号のシャドウ・アカウンティングの適用を広く認めると解釈しうるかどうかが疑問を呈した。

他のIASBメンバーは負債調整という解決策に興味を示した。しかし、IFRS第9号を適用し、IAS第39号と並行して運用することを企業に実際に要求するかどうかについて疑問を呈した。

一般に、IASBメンバーは、財政状態計算書の負債サイドの一時的な会計上のミスマッチへの対処方法の調査を支持しているようである。彼らはこのような一連の活動は以下のような便益があると考えている。

- 財務諸表利用者が、1つの重要な会計基準の変更をその時に整理することができる。すなわち、まず最初にIFRS第9号の影響を理解すると同時にIFRS第4号の適用を部分的に修正し、その後、新しい保険契約に関する基準書を理解する。
- 延期対象に関して生じるいくつかの重要な問題も含め、IFRS第9号の延期に関連した費用と複雑さを避ける。
- IFRS第9号をできるかぎり早期に適用したい利害関係者（規制当局を含む）からの支持を得る。

しかし、あるIASBメンバーは、新しい保険契約に関する基準書の適用に際しても存在し続ける会計上のミスマッチを先送りにすることに対して警告した。

## IASBの決定

教育セッションでは、意思決定は行われていない。

### KPMGの所見

IASBがIFRS第4号の修正を通じて一時的な会計上のミスマッチを低減することを決定するならば、影響を受ける企業は以下の事項を検討する必要がある。

- IFRS第9号を適用する際に、IFRS第4号のもとでの会計方針を自発的に変更する。
- 新しい保険契約に関する基準書の当初適用日において、金融資産に対する限定的な再指定を行う。

企業の現在の会計方針のどのような変更も、新たなシステムまたはプロセスの構築、あるいは既存のシステムまたはプロセスの修正が必要となる可能性がある。これには、導入された一時しのぎな手法であっても効果的な統制とガバナンスを維持するための、既存の内部統制システムの修正が含まれる。

複数のIASBメンバーは、保険業界に対するIFRS第9号の適用日の延期は複雑かつコストのかかるものになるだろうと考えている。

## IFRS第9号の適用延期の可能性

### 論点

近く公表される保険契約に関する基準書よりも前にIFRS第9号を適用することは、保険事業に関する財務報告に混乱をもたらすかもしれず、財務諸表作成者の費用を増加させる一方で、財務報告が財務諸表利用者にとって理解しがたいものとなるだろう、との懸念がIASBに寄せられた。このような意見は、ヨーロッパの利害関係者の間で広がってきたが他の地域にも波及してきており、これらのコメントは、IASBが保険者に対するIFRS第9号の適用日を延期することを提案している。

IASBスタッフは、短期間に続けて2度行われる会計基準の変更が、財務諸表の利用者を混乱させる上、財務諸表作成者及び利用者双方にとって、コストを増加させ、複雑性が増す結果になるであろうと認めた。しかし彼らは、IFRS第9号の適用日の延期によって、これらの懸念事項を解消することは、基準設定主体や規制当局間を含むさまざまな市場関係者にとって、コストや複雑性を生みかねないと述べた。

### IASB スタッフの提案

IASBが保険業界に対するIFRS第9号の適用日を延期した場合、以下の事項が必要となる。

- 以下の事項を含む、延期を行う範囲の決定
  - 延期が適用される報告企業におけるレベル
  - 延期の適用要件
- 特別な表示や開示要件の必要性の評価
- 延期による会計上の結果のうち対処が必要なものがあるか否かの識別、並びに必要なガイダンスの策定

IASBスタッフは、報告企業レベル、法的事業体レベル、保険活動レベルでの延期を含む、IFRS第9号の延期<sup>4</sup>に対する大まかな3つのアプローチを識別した。アプローチによって会計上の結果は異なり、延期の適用要件も異なる可能性がある。特に、報告企業のある事業にはIFRS第9号が適用され、他の事業にはIAS第39号が引続き適用される場合、会計方針は一貫性がないものとなる。これは、開示に複雑性をもたらし、異なる事業間の金融資産の移動に関するガイダンスを構築する必要が生じることになる。

総じて、IASBスタッフは以下の事項は相反する関係にあると主張した。

- 正確性一例:IFRS第9号の延期の範囲を保険事業とし、IFRS第9号の適用延期の範囲を狭めることを重視する程度
- 簡潔性一例:IASBの開発の容易さや企業の実施の容易さ

---

4 詳細は、アジェンダ・ペーパー2G保険業に対してIFRS第9号「金融商品」の適用日を延期することの複雑性(2015年6月)を参照。

## IASBの議論

数人のIASBメンバーは、延期が認められなかった企業または事業と、延期が認められた企業または事業の間の金融資産の移動をどのように会計処理するのか懸念を示している。同一の企業内の保険事業と非保険事業の間の移動がどのくらい日常的なのかを決定するためには、追加的な情報が必要になるとの認識があった。

あるIASBメンバーは、企業もしくは企業グループがIAS第39号とIFRS第9号の両方を適用することになれば、コストが便益に勝ると考えているが、ほとんどの解決策は企業にIAS第39号とIFRS第9号を二重に適用することを要求するものだと考えている。

他のあるIASBメンバーは、報告企業レベルでの延期を認めることが最も簡単な解決策であると述べたが、銀行業が延期の範囲に入るのかを銀行監督当局が懸念するかどうかについて質問した。別のIASBメンバーは、銀行監督当局は全ての銀行がIFRS第9号を適用することを望んでおり、そのため保険会計分野におけるいかなる解決策も、財務諸表の負債サイドの調整範囲に限定されることを望んでいると理解していると回答した。

## IASBの決定

当該教育セッションでは意思決定は行われていない。

### KPMGの所見

エンドースメント・プロセスの一部として、欧州委員会は、近く公表される保険契約に関する基準書とIFRS第9号の相関関係についてEFRAGが検討することを要求した。

EFRAGによるエンドースメント・アドバイスのドラフトの中で、EFRAGは、上記で議論された多くのコストや複雑性、及び、「IASBにより公表された世界的な解決策」を求める声に着目した。これを受けて、EFRAGは、欧州委員会がIASBに対し、保険業界に対するIFRS第9号の適用日を延期するよう求めることを推奨した。

この問題についての議論は欧州で始まったが、欧州を除いたステークホルダー（特に、大規模で多国籍の保険会社）は、保険業へのIFRS第9号の延期に対する支持を表明している。

# 別表:IASBの再審議の要約

再審議におけるIASBの決定は、有配当契約以外のみを対象としている。有配当契約に特有の論点については現在検討中である。今後、IASBスタッフは無配当契約に関する暫定決定を見直す必要があるか否かを検討する予定である。

IASBの審議	IASBの決定	公開草案からの変更の有無
コメント募集した論点		
契約上のサービス・マージンのアンロック	<ul style="list-style-type: none"> <li>過去に損失を認識した後、見積りの有利な変動が生じた場合、当該有利な変動は、過去に認識した損失のうち、将来のカバー及びその他のサービスに関連する損失の振り戻しとなる範囲で、当期純利益を通じて認識する。</li> </ul>	有
	<ul style="list-style-type: none"> <li>将来のカバー及びその他のサービスに関連するリスク調整の過去及び現在の見積りの差は、契約上のサービス・マージンがゼロを下回ることはないという前提で、契約上のサービス・マージンに加減される。結果として、過去及び現在の期間のカバー及びその他のサービスに関連するリスク調整の変動は、ただちに当期純利益に認識されることになる。</li> </ul>	有
	<ul style="list-style-type: none"> <li>無配当契約について、以下に対して契約開始時点でロック・インされた割引率を使用する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>契約上のサービス・マージンに係る利息計上</li> <li>契約上のサービス・マージンを調整するキャッシュフローの現在価値の変動額の計算</li> </ul> </li> </ul>	無
割引率の変動による影響をOCIで表示	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業は、会計方針として、割引率の変動による影響を当期純利益またはOCIに表示することを選択でき、当該会計方針をポートフォリオ内のすべての契約に適用する。</li> </ul>	有
	<ul style="list-style-type: none"> <li>適用ガイダンスを追加し、IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に従い、企業は、契約が含まれるポートフォリオ、保有する資産及び当該資産の会計処理方法を考慮して、類似する契約について一貫した会計方針を選択適用することを明確化する。</li> </ul>	有
	<ul style="list-style-type: none"> <li>割引率の変動による影響の表示に関連する会計方針の変更に対しても、IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」の要求事項が修正されずに適用される。</li> </ul>	有
	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業が割引率の変動による影響をOCIに表示することを選択した場合、以下を認識する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>当期純利益には、契約が当初認識された時点で適用された割引率を使用して算定された利息費用を認識する。</li> <li>OCIには、報告日時点で適用される割引率を使用して測定された保険契約負債の金額と、保険契約が当初認識された時点で適用された割引率を使用して算定された保険契約負債の金額との差を認識する。</li> </ul> </li> </ul>	有

IASBの審議	IASBの決定	公開草案からの変更の有無
割引率の変動による影響をOCIで表示(続き)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 企業は以下の情報を開示する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>- すべての保険契約ポートフォリオについて、包括利益合計に含まれる利息費用について、少なくとも以下の構成要素に分解した分析の開示 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 現在の割引率を用いて算定された利息費用</li> <li>• 当期中の割引率の変動による保険契約負債の測定額への影響</li> <li>• 当期に契約上のサービス・マージンを調整する、将来キャッシュフローの見積りの変動の現在価値を、保険契約の当初認識時の割引率及び現在の割引率を用いて算定した場合の差</li> </ul> </li> <li>- 割引率の変動の影響をOCIを用いて表示する選択をした保険契約ポートフォリオについて、包括利益合計に含まれる利息費用について、少なくとも以下の構成要素に分解した分析の開示 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 当期純利益に計上された、保険契約の当初認識時の割引率を用いて算定された利息費用</li> <li>• 当期におけるOCIの推移変動</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	有
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ PAAで会計処理される無配当契約については、企業が割引率の変動による影響をOCIで表示する場合、発生保険金に関する負債の利息費用を決定するために用いられる割引率は、保険金が発生した日におけるロックインされた割引率である。これはPAAにおいて不利な契約に係る負債が計上される場合にも適用され、この場合、ロック・インされた割引率は不利な契約に係る負債が認識された日の割引率となる。</li> </ul>	有
保険契約収益	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 保険料の情報が一般に理解されている収益の概念と一致しない場合には、企業は当該保険料の情報を包括利益計算書に表示してはならない。</li> </ul>	無
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 企業は公開草案第56項から第59項、B88項からB91項に記載のとおり、保険契約収益を包括利益計算書に表示する。</li> </ul>	無
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 企業は以下の情報を開示する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 保険契約資産または負債の構成要素に関する期首残高と期末残高の調整表</li> <li>- 当期の保険契約収益と当期に受け取った保険料の調整表</li> <li>- 当期に認識された保険契約収益を算定する際に用いられたインプット</li> <li>- 当期に新たに初認識された保険契約が財政状態計算書の金額に与える影響</li> </ul> </li> </ul>	無
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ PAAで会計処理される契約においては、保険契約収益は時の経過に基づき認識される。ただし、予想されたリスクの解放パターンが時の経過に基づくものと著しく異なる場合には、保険契約収益は保険金及び給付金の発生が予想される時期に基づいて認識される。</li> </ul>	有

IASBの審議	IASBの決定	公開草案からの変更の有無
移行	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 企業は、遡及適用が実務上不可能である場合を除き、新しい保険契約に関する基準書をIAS第8号に準拠して遡及的に適用する。</li> </ul>	無
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 簡素化された遡及アプローチの適用においては、当初認識時のリスク調整を、表示される最も早い期間の期首におけるリスク調整として推定することに代えて、表示される最も早い期間の期首におけるリスク調整にその時点までに予想されるリスク解放を調整して見積る。予想されたリスクの解放は、表示される最も早い期間に発行された類似の保険契約のリスク解放を参考にして決定する。</li> </ul>	有
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 簡素化された遡及アプローチの適用が実務上不可能な場合、公正価値アプローチを適用し、以下の事項を決定する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 表示される最も早い期間の期首における保険契約の公正価値と履行キャッシュフローとの間の差異としての契約上のサービス・マージン</li> <li>- 公開草案で提案された簡素化された遡及アプローチを適用し当初認識時の割引率を見積ることによって計算される当期純利益に認識する利息費用の損益と関連するOCI累計額</li> </ul> </li> </ul>	有
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 簡素化された遡及アプローチや公正価値アプローチに従って測定された契約が存在する各表示期間においては、以下のアプローチを利用して測定された契約と別に、公開草案のC8項で提案された情報を開示する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 簡素化された遡及アプローチ</li> <li>- 公正価値アプローチ</li> </ul> </li> </ul>	有
<b>有配当契約</b>		
変動手数料アプローチ	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 直接連動の有配当契約(すなわち、以下の要件を満たす契約)について、契約上のサービス・マージンは、企業が契約から稼得すると見込む変動手数料の見積りの変動に対してアンロックする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 契約上、保険契約者は明確に特定された裏付資産のプールに関与することが明記されている。</li> <li>- 企業は、裏付資産からのリターンを重要な割合と同額を保険契約者に対して支払うと見込んでいる。</li> <li>- 企業が保険契約者に支払うと見込んでいるキャッシュフローの重要な部分は、裏付資産からのキャッシュフローに連動することが見込まれている。</li> </ul> </li> </ul>	有
契約上のサービス・マージンの当期純利益への認識	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 時の経過に基づき、契約上のサービス・マージンを当期純利益に認識する。</li> </ul>	有



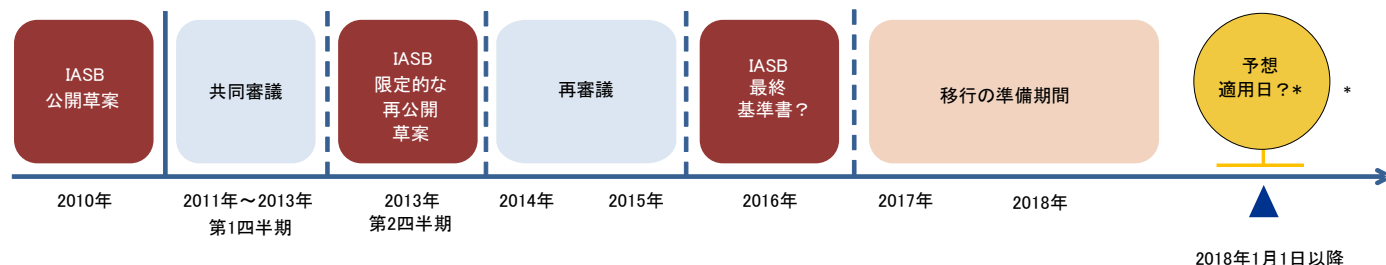
IASBの審議	IASBの決定	公開草案からの変更の有無
その他の論点		
契約上のサービス・マージンの当期純利益への認識	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 契約上のサービス・マージンは、保険契約に基づくサービスの移転を最もよく反映する規則的な方法で保険カバー期間にわたって当期純利益へ認識する。</li> </ul>	無
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 無配当契約の場合、契約上のサービス・マージンが表すサービスとは、以下の保険カバーである。 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 時の経過に基づき提供される。</li> <li>- 保有契約数の推移予想を反映する。</li> </ul> </li> </ul>	有
固定料金のサービス契約	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 企業は公開草案第7項(e)の要件を満たした固定料金のサービス契約に対して、収益認識に関する会計基準を適用することができる(強制ではない)。</li> </ul>	有
重要な保険リスク	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 発行者が現在価値ベースで損失を被る可能性がある場合にのみ重要な保険リスクが生じることを明確化するため、公開草案のガイダンスが修正される。</li> </ul>	有
ポートフォリオの移転及び企業結合	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ ポートフォリオの移転または企業結合により取得した契約は、ポートフォリオの移転または企業結合の日に発行されたものとして会計処理することを明確化するため、公開草案の第43-45項が修正される。</li> </ul>	有
観察可能なデータがない場合の割引率の決定	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 保険契約のキャッシュフローを貨幣の時間価値について調整する割引率は、保険契約のキャッシュフローと同じ特徴を有する商品の観察可能な現在の市場価格と整合する。</li> </ul>	無
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 割引率の決定にあたり、企業は以下の判断を行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 観察可能な取引と測定対象の保険契約の差について調整するために、観察可能なインプットに適切な調整を確実に行う。</li> <li>- その状況において利用可能な最善の情報をを用いて観察不能なインプットを設定する。利用可能な最善の情報以外の情報についても、市場参加者がそれらのインプットを評価する方法を反映するという目的と整合するようにする。したがって、観察不能なインプットは利用可能な関連する市場データと矛盾するものであってはならない。</li> </ul> </li> </ul>	有
再保険契約から生じる利得の非対称な取り扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 当初認識後において、元受契約の将来キャッシュフローの見積りの変動が即時に当期純利益に認識される場合、当該変動により生じる再保険契約の将来キャッシュフローの見積りの変動は当期純利益に認識しなければならない。</li> </ul>	有

IASBの審議	IASBの決定	公開草案からの変更の有無
集約のレベル	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 保険契約に関する基準書の目的は、個々の保険契約の測定原則を提供することであるが、その目的を達成できるのであれば、企業は保険契約を集約することができることを明確化する。</li> </ul>	無 <sup>5</sup>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 保険契約ポートフォリオの定義を修正し、「類似のリスクに対する補償を提供し、単一のプールで一緒に管理される契約」とする。</li> </ul>	有
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 当初認識時における契約上のサービス・マージンまたは損失を測定する際、企業は不利な契約を利益の出る契約と組み合わせることはないことを説明するガイダンスを追加する。当初認識時において、契約が不利であるか否かを決定するために、企業は事実及び状況を検討する。</li> </ul>	有
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 当初認識後における契約上のサービス・マージンを測定する際、企業が契約を集約し、それが保険契約に関する基準書の目的に適合する方法についての例を提供する。</li> </ul>	有

<sup>5</sup> スタッフの見解では、この決定は既に公開草案に含まれている原則の明確化を意味する。しかし、公開草案の多くの回答者は異なる集約レベルの適用方法が不明確であるとコメントした。したがって、この明確化により、原則の適用が変更される可能性がある。

# マイルストーンと今後のスケジュール

IASBは保険契約の提案を再検討し、2013年6月に公開草案「保険契約」(ED/2013/7)を公表した。最終基準書は、2015年中の公表は予想されない。



\* 保険契約に関する最終基準書の強制適用日は、同基準書が発行されてから概ね3年経過後となる予定である。IASBスタッフは、基準書の2015年末までの発行は予想していない。強制適用日は、有配当契約のモデルが完成してから検討されるであろう。

KPMGの出版物はプロジェクトの異なる側面を検討しています。

KPMGの出版物	
1	<a href="#">IFRS Newsletter: Insurance (issued after IASB deliberations)</a>
2	<a href="#">New on the Horizon: Insurance contracts (July 2013)</a>
3	<a href="#">Challenges posed to insurers by IFRS 9's classification and measurement requirements</a>
4	<a href="#">Evolving Insurance Regulation: The journey begins (March 2015)</a>

保険契約プロジェクトに関する詳細な情報(IASBの保険の提案に関するKPMGの出版物を含む)は、[KPMGのウェブサイト](#)をご参照ください。また、本ニュースレターではFASBの保険契約プロジェクトの動向について取りあげていませんが、ウェブサイトでは2014年2月以降のFASBの保険契約に関する情報も掲載されています。2014年2月以降のFASBの保険契約プロジェクトに関する詳細な情報は、[Issues&Trends in Insurance](#)をご参照ください。

[IASBのウェブサイト](#)及びFASBのウェブサイトには、ボード会議の概要、会議配布資料、プロジェクトの要旨、ステータス・アップデートが掲載されています。

---

## 編集・発行

有限責任 あずさ監査法人

IFRSアドバイザリー室

ファイナンシャルサービス本部

azsa-ifrs@jp.kpmg.com

このニュースレターは、KPMG KFRG Limitedが2015年5月に発行した「IFRS-Insurance Newsletter」を翻訳したものです。翻訳と英語原文間に齟齬がある場合は、当該英語原文が優先するものとします。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2015 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative (“KPMG International”), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and “cutting through complexity” are registered trademarks or trademarks of KPMG International.